

医療的ケア児への支援について

障がい者支援課
発達障がい・療育班

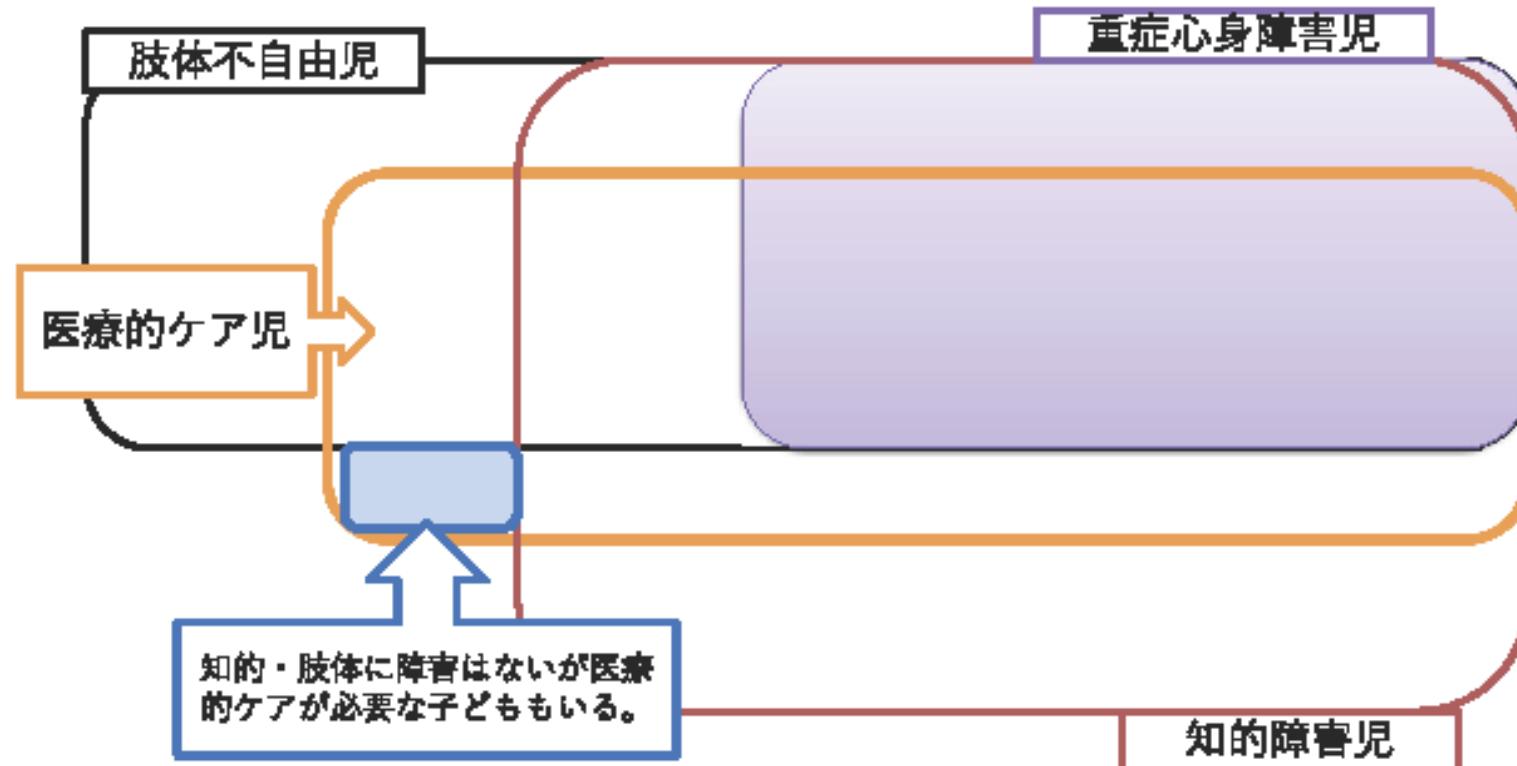
熊本県における医療的ケア児支援の施策について

1. 医療的ケア児について
2. 医療的ケア児支援関係事業（障がい者支援課分）
 - (1) 熊本県医療的ケア児等支援検討協議会
 - (2) 医療的ケア児地域支援体制強化事業
 - (3) 医療型短期入所事業所等設置支援事業
3. 市町村における取組みの推進
 - (1) 協議の場の設置
 - (2) 医療的ケア児等コーディネーターの配置
 - (3) 4課協議から5課協議へ
 - (4) 医療的ケア児を取り巻く課題

1. 医療的ケア児について

○ 医療的ケア児の概要について

- ・人工呼吸器や胃ろう等の使用が日常的に必要な児
- ・一人ひとり、状態や必要なケアが異なる。
- ・全国で約2万人
- ・熊本県内は286人（R3時点）。※R6精査中
- ・重症心身障害児から動ける医ケア児まで



[医療的ケア]

人工呼吸器、気管切開、吸引、経管栄養(経鼻、胃瘻、腸瘻)、酸素療法、導尿、IVHなど

【令和6年度医療的ケア児に関する実態調査】

①調査の趣旨

- 令和3年（2021年）9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」により、国及び地方公共団体の責務や、保育所の設置者等及び学校の設置者の責務が規定され、医療的ケア児及びその家族を支援するための相談体制の整備や、保育所や学校における看護師の配置等の必要な措置を講じることとされた。
- 熊本県内における支援状況を把握し、今後の施策の充実に向けた基礎資料とするための調査。

②調査時点

- 令和6年（2024年）5月1日現在

③調査方法

市町村に対する記述式調査

④調査結果（熊本市を除く未就学児）

熊本市以外の地域の未就学児では、

- 医療的ケア児数 87人

前回調査の1.8倍へ

《R3年度》		《R6年度》	
熊本県	286人	熊本県	？人
就学児	188人	就学児	？人
未就学児 (98人)	熊本市 49人	未就学児 (？人)	熊本市 ？人
	熊本市以外 49人		熊本市以外 87人

- 医療的ケア児とその家族の支援に関する法律（医療的ケア児支援法）について
 - ・令和3年9月施行
 - ・地方公共団体、学校設置者、保育所設置者の責務を明記
 - ・医療的ケア児支援センターについて
- 国はこども家庭庁が所管

2. 医療的ケア児支援関係事業（障がい者支援課分）

（1）熊本県医療的ケア児等支援検討協議会

① 目的

医療的ケア児の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

② 設置

各分野において医療的ケア児支援を実践している県内関係団体より推薦を受けた15人の委員で構成。

③ 協議の内容

- ・医療的ケア児等とその家族の支援に係る関係機関相互の課題や情報の共有及び連携の強化
- ・医療的ケア児等とその家族の支援に係る方策

④ 令和6年度熊本県医療的ケア児等支援検討協議会

ア 日時 令和7年2月14日

イ 議題 熊本県及び各関係機関における医療的ケア児等支援の取組み、意見交換等

(2) 医療的ケア児地域支援体制強化事業

① 統括コーディネーターの配置

ア 目的

熊本県医療的ケア児支援センターに統括コーディネーターを配置し、地域の医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及びこれに従事する者に対する研修、助言・連絡調整、情報提供等を行うことにより、医療的ケア児及びその家族等が身近な場所において必要な支援を受けることができる体制を構築する。

イ 業務内容

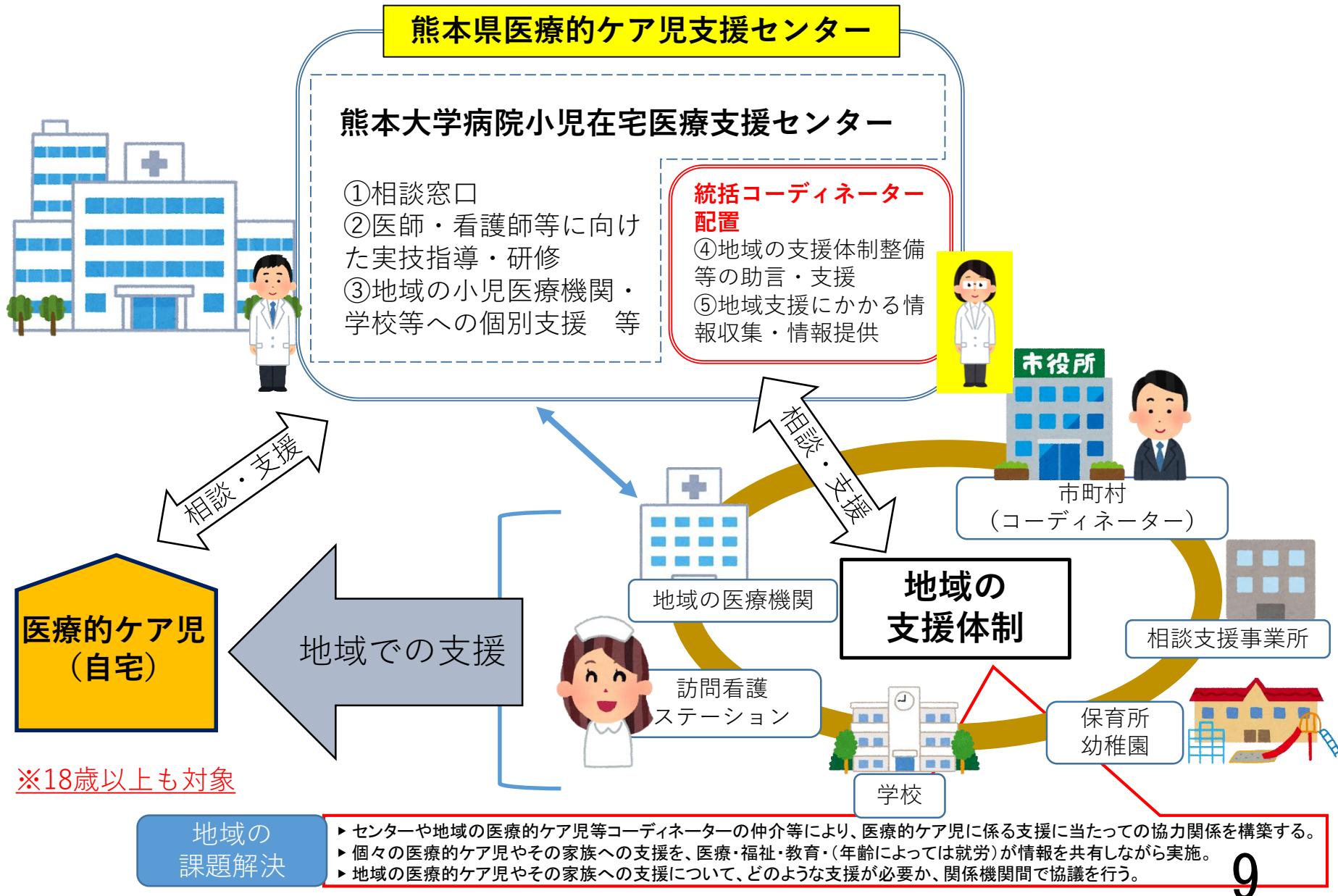
- (ア) 医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修
- (イ) 市町村・関係機関等支援

市町村及び関係機関等に対し、困難事例への相談対応や地域の連絡会議への参加等により、地域の医療的ケア児支援体制の構築に必要な助言・連絡調整等を行う。

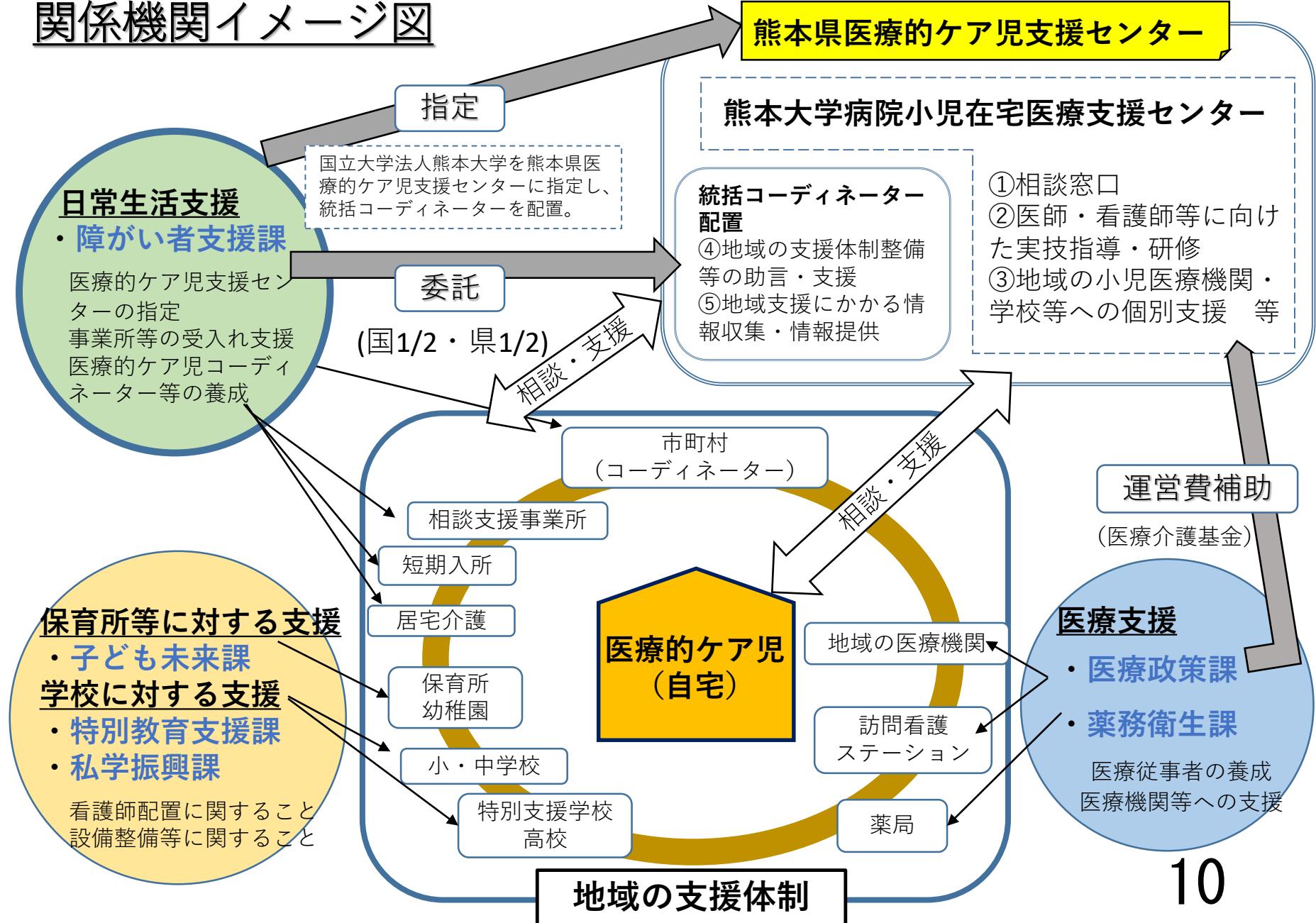
(ウ) 情報提供

地域の医療的ケア児の状況やニーズ等を把握し、関係機関等への情報提供を行う。

熊本県医療的ケア児支援センター（イメージ図）



医療的ケア児支援 関係機関イメージ図



② 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

○目的

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、支援を総合調整するコーディネーターを養成するための研修を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

○研修対象

市町村保健師、相談支援専門員等、今後地域においてコーディネーターの役割を担う者。

○令和6年度実績 研修修了者：39人
※県ホームページにこれまでの研修修了者名簿を掲載しています。

※平成30年度～令和6年度までの研修修了者 263人

**2024年度 熊本県・熊本市
医療的ケア児等
コーディネーター
養成研修**

【対象】 【動画講習（オンデマンド動画にて各自受講）】

12月16日（月）～1月17日（金）動画配信（視聴期間）※予定

1 総論1	60分	①医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修について ②医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律 ③医療的ケアの必要性が高い子どもへの支援④移行期における支援⑤労働の連携⑥地域資源の活用方法（資源把握、市町村・都道府県との連携）
2 総論2	60分	①地域における子どもの発達と成長（医療的ケア児等の地域生活を支えるために）②医療的ケア児等コーディネーターに求められる役割③医療的ケア児等の支援の特徴④支援に必要な概念
3 医療1	60分	①障がいのある子どもの成長と発達の特徴②疾患③生理④日常生活における支援・感染対策・栄養補給、口腔ケア⑤救急時の対応
4 医療2	90分	①訪問看護の役割と仕組みと実際の活動（日常生活における支援）
5 母子保健、教育、労働	60分	①母子保健②教育③労働
6 福祉	120分	①支援の基本的な組み立て②福祉の制度③家族支援（きょうだい児支援）④就労支援⑤虐待防止
7 保育	60分	①重症心身障害児等の遊びの目的や保育②成長を促す働きかけ③支援者が覚えるポイント
8 連携、地域支援体制構築1	60分	①支援チーム作りと支援体制整備/支援チームを育てる（小児在宅医療における支援連携）②支援体制整備事例③医療・保健・福祉・教育の連携・協働の必要性④地域の資源開拓
9 連携、地域支援体制構築2	60分	①災害対策支援
10 ライフステージにおける支援	120分	①各ライフステージにおける相談支援に必要な知識②NICUからの在宅移行支援③児童期における支援④学年期における支援
11 本人・家族の思いの理解1	60分	①本人・家族の思い
12 本人・家族の思いの理解2	60分	①家庭決定支援②ニーズアセスメント③ニーズ把握事例

【集合演習 会場：熊本県医師会館】
1月30日（木）～1月31日（金）9：00～18：00（昼休憩1時間を含む）

1日目	演習1
2日目	演習2

【集合演習 会場：熊本県医師会館】
1月30日（木）～1月31日（金）9：00～18：00（昼休憩1時間を含む）

1日目	演習1
2日目	演習2

【集合演習 会場：熊本県医師会館】
1月30日（木）～1月31日（金）9：00～18：00（昼休憩1時間を含む）

1日目	演習1
2日目	演習2

**主催 熊本県：熊本県医療的ケア児支援センター
熊本市：熊本小児在宅ケア・人工呼吸療法研究会**



③ 医療的ケア児等支援者養成研修

○目的

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるために、支援が適切に行える人材を養成し、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

○研修対象

地域の事業所等で医療的ケア児等を支援している者、および今後支援を予定している者。

○令和6年度実績

研修修了者：275人

(R7.1.20現在の速報値)

※平成30年度～令和6年度までの研修修了者 757人
(R7.1.20現在の速報値)

The graphic is a promotional poster for the "2024年度 熊本県・熊本市 医療的ケア児等 支援者 養成研修". It features a portrait of a young child with curly hair. The text includes:

- 【動画講習（オンデマンド動画にて各自受講）】**
- 【対象】**: 熊本県内で医療的ケア児等の支援に関わっている、または今後関わりたい方。行政職員、医療職、保健士、学校関係者など。
- 【参加費】**: 無料
- 【定員】**: 100名
- 【お申込方法】**: 下記QRコード、下記HPにてお申込みください
- 【お申込期間】**: 2024年 11月1日（金）～12月1日（日）
- 【お問い合わせ】**: <https://kumamoto-children.net/> info@kumamoto-children.net メールにてお問い合わせください

The central part of the poster is a table of 12 training modules with their descriptions:

1.紹介	60分	①医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修について ②医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律 ③医療的ケアの必要性が高い子どもへの支援④移行期における支援⑤労働の連携⑥地域資源の創出方法（資源把握、市町村・都道府県との連携）
2.紹介	60分	①地域における子どもの発達と成長（医療的ケア児等の地域生活を支えるために）②医療的ケア児等コーディネーターに求められる役割③医療的ケア児等の支援の特徴④支援に必要な概念
3.医療1	60分	①康がいのある子どもの成長と発達の特徴②疾患の特徴③日常生活における支援（感染対策、栄養補給、口座ケア）④緊急時の対応
4.医療2	90分	①勤務看護の役割と仕組みと実際の活動（日常生活における支援）
5.母子保健、教育、労働	60分	①母子保健②教育③労働
6.福祉	120分	①支援の基本的枠組み②福祉の制度③家族支援（きょうだい・W支援）・労働支援の虐待防止
7.保育	60分	①重症心身障害児等の遊びの目的や保育②成長を促す働きかけ③支援者が聞けるポイント
8.連携、地域支援体制構築1	60分	①支援チーム作りと支援体制整備/支援チームを育てる（小児在宅医療における多職種連携）②支援体制整備事例③医療・保健・福祉・教育の連携・協働の必要性④地域の資源活用
9.連携、地域支援体制構築2	60分	①災害対策支援
10.ライフステージにおける支援	120分	①各ライフステージにおける相談支援に必要な項目②NICUからの在宅移行支援③児童期における支援④学年期における支援
11.本人・家族の思いの理解1	60分	①本人・家族の思い
12.本人・家族の思いの理解2	60分	①意欲決定支援②ニーズアセスメント③ニーズ把握事例

At the bottom, it says: **主催 熊本県：熊本県医療的ケア児支援センター
共催 熊本市：熊本小児在宅ケア・人工呼吸療法研究会**

（3）医療型短期入所事業所等設置支援事業

1 目的

在宅で重度障がい児（者）の介護を行っている家族のレスパイトケアを図るため、医療的ケアが必要な重度障がい児（者）を受け入れる事業所に対し、備品の購入費の一部及び事業所において、常時の付き添いなどの特別な支援を行った場合に要した費用の一部に対する助成を行うことにより、事業所の設置運営を支援することを目的とする。

2 補助の対象

医療的ケアが必要な重度障がい児（者）を当該年度中に新たに受け入れる次の事業所。

- ・医療型短期入所事業所 　・児童発達支援事業所
- ・放課後等デイサービス事業所
- ・生活介護事業所 　・日中一時支援事業所

3 補助対象経費及び補助率

① 備品購入費助成

- 補助対象：
 - ・受け入れのために必要となる送迎用自動車
 - ・医療用機器等の備品の購入費の一部
監視用テレビモニター、電動ベッド、マットレス、吸引器、パルスオキシメーター（血中酸素飽和度を表示する機器）等の医療的ケアを行うにあたって必要となる機器等
- 補助率： 県3/4 事業者1/4
- 補助基準額：送迎用自家用車購入を含む場合は7,500千円以内、
含まない場合は2,500千円以内。

② 運営費助成 ※医療型短期入所事業所のみ

- 補助対象：特別な支援が必要な重度の障がい児・者の受け入れに際し、障がい特性に応じて、ヘルパーの派遣による常時付き添い等の特別な支援を行った場合に要した費用の一部（開設から1年以内に限る）

- 補助率：県10/10
- 補助基準額：1日ヘルパー1人あたり20千円
(補助上限額：1,860千円)

3. 市町村における取組みの推進

(1) 協議の場の設置

地域における医療的ケア児等支援に係る協議の場の設置

* 医療的ケア児支援に係る支援体制状況調査（令和6年3月実施）より

- | | |
|-----------|----------|
| ○令和5年度末時点 | 20市町村が設置 |
| 令和6年度設置予定 | 3市町 |

(2) 医療的ケア児等コーディネーターの配置

①市町村の医療的ケア児等コーディネーターの配置

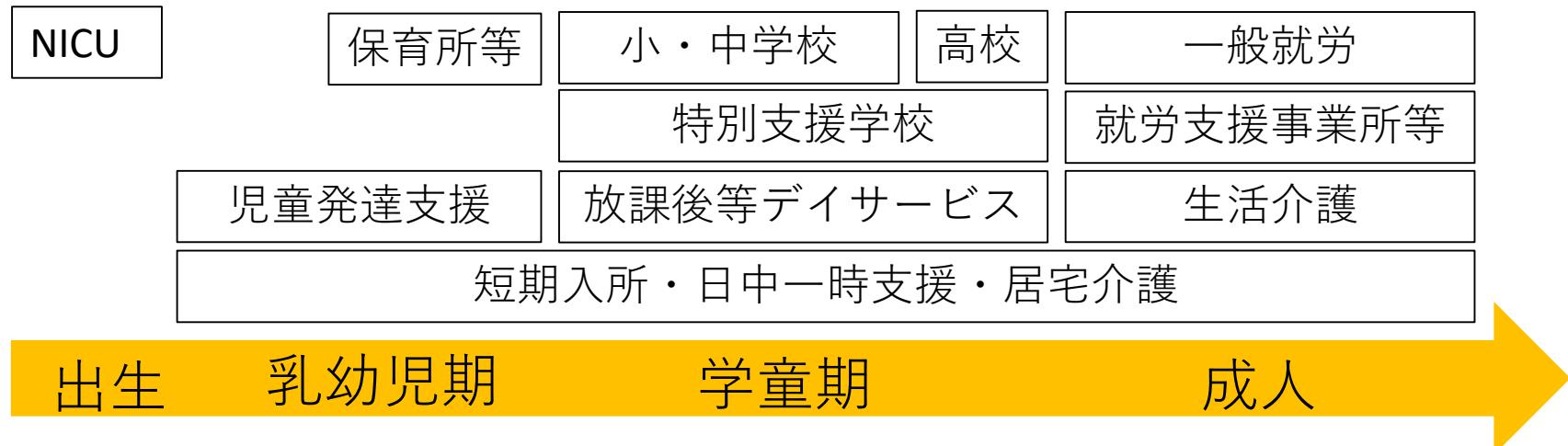
○ 市町村の医療的ケア児等コーディネーター（各市町村の一元的な相談窓口、総合調整等を行う）に負担が集中しないような体制づくり。

⇒ 市町村コーディネーター、障がい福祉、母子保健、保育、教育、防災等の関係部署の担当業務の明確化

○ 市町村コーディネーターを配置した際には、庁内で関係者と情報を共有。

②市町村の医療的ケア児等コーディネーターの役割

【ライフステージと関係支援機関】



市町村コーディネーターの主な役割

- 1 総合的な相談窓口
- 2 **市町村の役割**に係る連絡・調整
- 3 地域に必要な資源等の把握・開発
(医療機関・福祉施設・保育所等)
- 4 個別支援にかかる情報共有
(保健師、訪問看護師、相談支援専門員)

【市町村の主な役割】

- ① NICUからの在宅移行支援
- ② 障がい福祉サービスの導入支援
- ③ 保育所等への入所支援
- ④ 小中学校等への就学支援
- ⑤ 就労・生活支援
- ⑥ 災害時の避難に関する相談支援

※協議の場等を活用し、地域の課題を共有する。

【ライフステージと関係支援機関】

医療

NI
CU

通院（小児科等）

通院（小児科/内科等）

保育・
教育

保育所等

小・中学校

高校

大学

特別支援学校（幼稚部含む）

福祉サー
ビス

短期入所／障がい児入所支援

短期入所／療養介護

居宅介護、通院等介助

障害児相談支援

計画相談支援

児童発達支援

放課後等デイサービス

生活介護

就労

就労支援事業所等

一般就労

出生 乳幼児期

学童期

成人

18

③市町村コーディネーターの配置状況

* 医療的ケア児支援に係る支援体制状況調査（令和6年3月実施）より

- 「配置済み」と回答 **17** 市町村 (※)
※直営のほか、基幹相談支援センター等への委託を含む
- 「令和6年度中の配置を検討」と回答 **5** 市町村

<参考>前年度調査（令和5年3月実施）より

- 「配置済み」と回答 **4** 市町村
※直営のほか、基幹相談支援センター等への委託を含む
- 「令和5年度中の配置を検討」と回答 **10** 市町村

(3) 4 課協議から 5 課協議へ

- 4 課協議
医療的ケア児支援に関する、**福祉・教育・保育所・母子保健**の所管課による会議を開催し、連携体制を構築

- 5課協議へ
医療的ケア児支援に関する、**福祉・教育・保育所・母子保健・防災**の所管課による会議を開催し、連携体制を構築

(4) 医療的ケア児を取り巻く課題

【R 6 医療的ケア児に関する実態調査より】

- 医療的ケアが必要な児童に対する市町村の関わりのうち、
- 「避難行動要支援者名簿への登載」と回答
15人（9市町）(*熊本市を除く、未就学児に限る)
- 「個別避難計画の作成」と回答
5人（4市町）(*熊本市を除く、未就学児に限る)

【避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針】

避難行動要支援者の範囲

高齢者や障がい者等（※）のうち、災害時に避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定すること

（※）人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難な困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意すること。

優先度を踏まえた個別避難計画の作成

優先度が高い者から個別避難計画を作成することが適当

- 地域におけるハザードの状況
- 当事者本人の心身の状況※、情報取得や判断への支援が必要な程度
※心身の状況について、医療機器（人工呼吸器等）用電源喪失等が命にかかる者については優先度を判断する際に、このような事情に留意が必要
- 独居等の居住状態、社会的孤立の状況
家族が高齢者や障がい者等であったり、世帯に複数の避難行動要支援者がいる場合等

地域で安心して暮らすために～日常も災害時でも～

■ 災害への備え

避難先は
どこ？

停電時の電源
確保は？

避難時の支援体制
は？



自宅での様子

① 医療的ケアに必要な医療機器 (※) には電源が必須



- (※) • 人工呼吸器
• 加温加湿器
• 咳痰吸引器
• 酸素濃縮器 など

② 避難時には協力者が必要

■ 更なる取組みの充実へ

- 非常用電源の確保を支援
- 避難行動要支援者名簿への登載
- 個別避難計画の策定